



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 リ オ ン 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 清 水 健 一  
(コード番号 6 8 2 3 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 事 業 支 援 本 部 長 大 内 武 彦  
(TEL 0 4 2 - 3 5 9 - 7 0 9 9)

## 内部統制に係る基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制に係る基本方針の改定について下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、変更箇所は下線にて示しております。

記

### 内部統制に係る基本方針について

#### 【 取締役の職務に関する事項 】

#### 1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、事業支援本部担当役員を法令順守に係る統括責任者とし、「法令・社内標準等順守規定」に基づき、取締役の職務の執行が関係法令、定款、社内標準等に適合する法令順守体制を維持・推進する。
- ② 「内部通報規定」に基づき、取締役の職務の執行が関係法令、定款、社内標準等に適合する体制を維持・推進する。
- ③ 監査役と監査部が連携して企業理念、経営理念、行動規範、関係法令、定款等の順守に係る社内標準に基づく職務の執行状況を定期的に監査し、取締役会に報告するとともにレビューを行い、改善を図る。

#### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の議事録及び取締役の職務執行に係る情報、その他稟議書等の社内文書は、「取締役会規則」及び「文書取扱規定」の定めにより適切に作成・保存し、取締役及び監査役が確実かつ速やかに検索・閲覧可能な状態で保管・管理する。

#### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社は、社長の任命により取締役をリスク管理に係る推進責任者とし、さらに、部門担当役員を各部門のリスク管理者とし、業務プロセス毎のリスクに対して適正な内部統制を行う。
- ② リスク管理に係る「リスク管理規定」、「法令・社内標準等順守規定」、「財務報告に係る内部統制規定」、「内部通報規定」、「経理規定」、「与信・債権回収管理規定」、「個人情報管理規定」等を含む社内標準に基づき、予測されるリスクに対して適正な内部統制を行う。
- ③ 不測の事態が生じた場合には、「緊急事態対策規定」に基づき対処する。

#### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規則」に基づき、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催して、当社の経営方針及び経営戦略等に係る重要事項を決議する。
- ② 職務執行の具体策については、定期的に開催する経営会議において審議し、取締役会の決議に資する。
- ③ 取締役会決議及び経営会議の審議結果のうち、全社員に周知する必要がある事項については、各部門の部課長会を通じて周知し、「職務権限規定」に基づき、使用人に対して有効かつ効率的な職務の執行を指示する。

#### 5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「法令・社内標準等順守規定」及び「教育・訓練に関する規定」に基づき、企業理念をはじめとする法令順守に係る教育・訓練を定期的実施し、「品質監査規定」、「環境監査規定」及び「内部監査規定」に基づく監査を定期的実施して、使用人の法令順守体制の実効を図る。

#### 6. 当社並びに当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規定」に基づき、子会社からの報告事項を定め、子会社の情報が迅速かつ的確に報告される体制を維持する。

ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社は、「リスク管理規定」に基づき、子会社の代表取締役社長をリスク管理の責任者に定め、適正な内部統制を行う。
- ② 当社は、「内部監査規定」に基づき、監査部による子会社の内部監査を実施し、リスク管理と統制方法が企業理念、法令等に則り適切に運用されていることを監査する。
- ③ 当社は、子会社における不測の事態が生じた場合には、「緊急事態対策規定」に基づき対処する。

ハ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「関係会社管理規定」に基づき、子会社の取締役等に当社事業部長を就任させ、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

ニ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、「法令・社内標準等順守規定」に基づき、子会社の代表取締役社長を法令順守管理者に定め、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が関係法令、定款、社内標準等に適合する法令順守体制を維持・推進する。
- ② 当社は、「内部通報規定」を適切に運用することにより、子会社の法令違反等については当社の監査役に随時報告する体制を維持する。

#### 【 監査役の職務に関する事項 】

#### 7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会から求めがあった場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

## 8. 前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する使用人の人事異動については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

## 9. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役が当該使用人に対して指示した補助業務については、必要な調査権限・情報収集権限を付与し、当該業務について干渉しないものとする。

## 10. 当社の監査役への報告に関する体制

### イ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 当社の取締役及び使用人は、業務又は事業の業績に重大な影響を及ぼす事項について、監査役に随時報告する。
- ② 当社の取締役及び使用人は、「内部通報規定」を適切に運用することにより、法令違反等について監査役に直ちに報告する。

### ロ 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務又は事業の業績に重大な影響を及ぼす事項について、監査役に随時報告する。
- ② 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、内部通報制度を適切に運用することにより、法令違反等について当社の監査役に直ちに報告する。

## 11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役等及び使用人に周知徹底する。

## 12. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会がその職務の執行について外部の専門家を利用する等緊急の監査費用が発生したときは、原則としてその費用を負担する。

## 13. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、「監査役会規則」に基づき、定期的に監査役会を開催し、監査の方針、監査計画、監査の方法等については、監査役会の決議をもって策定する。
- ② 監査役は、監査部の監査計画、監査の方法等について協議するとともに、内部監査報告書及び指摘事項措置報告書に対する意見交換を行うなど、密接な連携を図る。
- ③ 監査役が、会計監査人及び取締役から当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合には、その事実を監査役会に報告する。監査役会はその事実を精査する。

## 【 反社会的勢力の排除に関する事項 】

### 1 4. 反社会的勢力の排除に関する体制

- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して断固とした態度で対応し、一切の関係を遮断すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針とする。
- ② 行動規範に反社会的勢力の排除について明記し、全役職員への周知徹底を図る。
- ③ 「反社会的勢力の排除に関する規定」に基づき、警察等の外部専門機関と連携して不当要求等を拒絶する体制を維持する。

以上